三重県鳥羽市桃取町字宮谷
四〇一番一
四〇二番
四〇五番及び四〇五番一
四一六番一及び四一六番二
四一七番一
四二三番
四二五番一から四二五番三まで
四二六番及び四二六番一
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
長平谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の
河川敷及び道路敷
三重県鳥羽市桃取町字宮谷
四二一番一から四二一番三
四二二番
四二四番一から四二四番三まで
四二七番一から四二七番七まで
四二九番及び四二九番一
四三〇番
四三一番及び四三一番一
四三二番
四三三番一から四三三番七まで

○海上保安庁告示第百四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	九州電力苓北発電所専用港灯標
位置	
所在地	熊本県天草郡苓北町（富岡漁港南防波堤灯台の南南東方約二・三キロメートル）
北緯	三二―二九―四〇
東経	一三〇―〇二―〇一
変更した事項	
高さ	平均水面上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで九・二メートル
変更年月日	平成二十三年三月十三日

名称	九州電力苓北発電所専用港放水口灯標
位置	
所在地	熊本県天草郡苓北町（富岡漁港南防波堤灯台の南方約二・六キロメートル）
北緯	三二―二九―三一
東経	一三〇―〇二―〇九
変更した事項	
光達距離	六・〇海里
変更年月日	平成二十三年三月十四日

名称	博多港中央航路第七号灯標
位置	
所在地	福岡県博多港第三区（博多港西防波堤北灯台の北北東方約二四〇メートル）
北緯	三三―三七―一二
東経	一三〇―一二―五八
変更した事項	
記事	附属施設　レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年三月十四日
記事	一時位置変更中のところ記事変更のうえ復旧

○海上保安庁告示第百五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）
位置	
所在地	大柿港引島防波堤北灯台（広島県江田島市）の南南東方約二・六キロメートル
北緯	三四―〇九―一八
東経	一三二―二九―三一
変更した事項	
明弧	二五六度から七六度まで
変更年月日	平成二十三年三月十五日

名称	早瀬大橋橋梁灯（L一灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の西南西方約七九メートル
北緯	三四―〇九―一八
東経	一三二―二九―二八
変更した事項	
明弧	二五六度から七六度まで
変更年月日	平成二十三年三月十五日

名称	早瀬大橋橋梁灯（R一灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C一灯）の東北東方約七六メートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三四
変更した事項	
明弧	二五六度から七六度まで
変更年月日	平成二十三年三月十五日

○海上保安庁告示第百六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年五月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）
位置	
所在地	大柿港引島防波堤北灯台（広島県江田島市）の南南東方約二・六キロメートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三一
変更した事項	
明弧	二五六度から七六度まで
変更年月日	平成二十三年三月十五日

名称	早瀬大橋橋梁灯（L二灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）の西南西方約七九メートル
北緯	三四―〇九―一八
東経	一三二―二九―二八
変更した事項	
明弧	七六度から二五六度まで
変更年月日	平成二十三年三月十六日

名称	早瀬大橋橋梁灯（R二灯）
位置	
所在地	早瀬大橋橋梁灯（C二灯）の東北東方約七六メートル
北緯	三四―〇九―一九
東経	一三二―二九―三四
変更した事項	
明弧	七六度から二五六度まで
変更年月日	平成二十三年三月十六日

○北陸地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
上越市大字長浜字宮ノ川九〇八番二から同市大字宮ノ川九〇六番二まで	前	後	一二・二〇～一三・六〇	〇・〇二一	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十三日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
七尾市藤野町イ一番三から同市下町イ三五番まで	A	A	八〇・五〇～五一・〇〇	二・九五〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	B	二八・〇〇～六二・〇〇	三・一一九	
		C	八・五〇～五一・〇〇	二・九五〇	
		A	二八・〇〇～六二・〇〇	三・二二六	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所